

入会及び退会に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 民泊観光協会（英文表記：Japan Minpaku Tourism Association（通称；JAMTA）以下「当法人」という）の定款第6条以下第10条及び、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に基づき、法令又は定款に定めるもののほか、当法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 会員

(会員の種別及び地位)

第2条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員および準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する者であって、下記に該当する者
 - イ、住宅宿泊事業法に定める、住宅宿泊事業者により組織された団体
 - ロ、旅館業法その他法的根拠に基づく民泊事業（旅館業、簡易宿泊所、特区民泊、農家民泊等）を運営する者により組織された団体
 - ハ、上記イ、ロに定める5名、または5事業者以上の構成員により組織された団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会する者であって、下記に該当する者
 - イ、住宅宿泊事業法に定める住宅宿泊仲介業者の登録を受けた者であって、現に日本国内で民泊事業の仲介を広く実施していると認められる者
 - ロ、旅行業法その他の法令に基づき登録等を受けた者であって、現に日本国内で民泊事業の仲介を広く実施していると認められる者
- (3) 賛助会員 その他当法人の目的の実現に貢献する意思のある者又はこれらの者により組織された団体で、当法人の事業を賛助するために入会した者
- (4) 個人会員 この法人の目的に賛同し、下記に該当する個人
 - イ、住宅宿泊事業法に定める住宅宿泊事業を運営する個人
 - ロ、旅行業法その他法的根拠に基づく民泊事業を運営する個人

(入会基準)

第3条 当法人の会員になろうとする者は、下記の基準を満たさなくてはならない。

- (1) 当法人の目的に賛同し、民泊事業を健全に育成してその担い手の自助による法的・社会的責任を果たせる成熟した産業へと発展させようとする強い意思を有していること。
 - (2) 各種関連法令、ガイドライン及び自主基準等を遵守していること、及び過去に行政指導や業務改善命令等を受けている場合、それに対し必要な是正措置が講じられていること。
 - (3) 当法人の活動について、専ら公益的な観点から積極的に協力できること。
 - (4) 業界の信用を失墜させるような行為をした者でないこと。または役員等にこれらに該当する者がいないこと。
 - (5) 当法人の自主独立性と民主的秩序を守ることができること。
 - (6) 当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしないこと。
 - (7) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動、標ぼう、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。反社会的勢力と関係を有していない者であること。
- 2 前項の基準を満たすと思料される場合でも、本規則第3条第2項に定める理事会の決議において入会を承認しないことがあるものとする。

(入会手続)

第4条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事会に提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込みに対しては、理事会が前条に定める基準に基づき、入会の可否の決定の決議を行い、申込者にその旨を通知するものとする。
- 3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、申込まなければならない。なお、指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

(会費等)

第5条 本条に定めるところに従い、当法人の正会員および準会員は入会金及び会費を、賛助会員は賛助会費を支払わなければならない。

- 2 年会費の始期は4月1日とし、3月31日までの1年間とする。
- 3 入会金並びに会費及び賛助会費は、当法人が定める支払期日までに指定する。金融機関の口座に振込む方法により支払うものとする。

- 4 入会金の額は、次に掲げるとおりとする。
- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 正会員 | 3万円 |
| (2) 準会員のうち、第2条第2号イに定める者 | 300万円 |
| (3) 準会員のうち、第2条第2号ロに定める者 | 50万円 |
| (4) 個人会員 | 3,000円 |
- 5 会費の額は、次に掲げるとおりとする。
- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 正会員 | 3万円／年 |
| (2) 準会員のうち、第2条第2号イに定める者 | 400万円／年 |
| (3) 準会員のうち、第2条第2号ロに定める者 | 10万円／年 |
| (4) 個人会員 | 3,000円 |
- 6 賛助会費の額は、次に掲げるとおりとする。 10万円／年
- 7 会員がすでに納入した会費及び賛助会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員名簿及び個人に関する情報の取扱い)

第6条 入会者は、会員の種別毎に、当法人の管理する会員名簿に登録するものとする。

- 2 第4条第1項に定める入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当法人は当該会員に対し、別に定める変更届の提出を求めるものとする。
- 3 会員名簿に登録された情報のうち、団体に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、団体の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

第3章 退会

(任意退会の手続き)

第7条 会員は、いつでも別に定める退会届を代表理事に提出することにより、退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

- 2 前項に定める退会の基準時は退会届を代表理事が受け取った時点とする。但し、特段の取り決めがある場合はこの限りではない。

(除名)

第8条 会員は、当法人の定款第9条の各号の一に該当する場合は、理事会の決議によって除名することができる。この事由により会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、当法人の定款第10条の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を

喪失する。この事由により会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

- 2 前3条により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。会員として資格称号の使用を含む会員に与えられた一切の権利を損失するものとする。

第4章 会員の権利と義務

(会員の権利)

第10条 会員は、以下に掲げる権利を有する。

- 2 本会員は、以下に掲げる事項の他、一般法人法に規定する社員としての権利を有する。
- 3 イベント、各種講座・講演において、会員は優先的に受けることができるものとし、予定の会員数を超えた場合は、抽選等により参加者を決定することがあることを会員は予め同意するものとする。

会員の権利	会員種別			
	正会員	準会員	賛助会員	個人会員
社員総会への出席（議決権数）	あり（2）	あり（1）	なし	なし
分科会活動等への参加	あり	あり	なし	あり
支部会への参加	あり	あり	オブザーバー参加	オブザーバー参加
一社）民泊観光協会のロゴの使用	あり	あり	なし	あり
一社）民泊観光協会の名称の使用 およびホームページの相互リンク	あり	あり	あり	あり
本協会が主催するイベントの参加	先行案内	先行案内	先行案内	先行案内
本協会が主催・公認する各種講座・ 連続講演会の受講	先行案内	先行案内	先行案内	先行案内

(会員の義務)

第11条 会員は、本規則、本協会の定款ならびにその他本協会が定める規則、本協会との間

で合意をした約定を遵守する。

- 2 会員は、本協会からの調査・研究、アンケート、イベント告知等依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応する。

(会員資格の喪失にともなう権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。本会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

(会員情報の取り扱い)

第13条 会員は、本協会に対して提供した会員情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 会員が提供する各種サービスや協会の活動を会員に知らせる必要がある場合
- (2) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと、本協会のウェブサイトや販促物等に掲載する場合
- (3) 本協会の運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (4) 本協会が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
- (5) 会員情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合の情報開示など

第5章 雑則

(補則)

第14条 本規則で定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則 本規則は、一般社団法人 民泊観光協会の設立の登記の日から施行する。